

# 三の丸小学校いじめ防止基本方針

2015年4月1日 策定

2018年5月1日 一部改定

2024年8月30日 一部改定

いじめ問題は複雑化・多様化してきており、これまで顕在化していなかった新たな課題も生じてきました。学校・家庭・地域の協働を進めることが必要になっています。

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを受けて、これまでのいじめ防止と指導の在り方や、三の丸小学校の子どもたちをめぐる様々な状況を踏まえ、いじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、この『三の丸小学校いじめ防止基本方針』（以下、基本方針という）を策定しました。

## I 基本的な考え方

### 1 いじめの定義 ～「いじめ防止対策推進法」に準拠

いじめは、『児童に対して、児童が在籍する学校において一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの』を指します。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないよう努めます。

### 2 いじめに対する基本認識

いじめは、単に児童だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題でもあります。

また、陰湿・遊び半分のものが多く、問題が顕在化しにくく、事態が深刻化します。その背景には、児童の複雑な人間関係や心の問題があると考え、以下の視点を持って問題に向き合います。

- いじめは、いじめを受けた児童の尊厳を損なう、絶対に許されない行為です。
- いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こり得ます。
- いじめは、家庭環境や対人関係などの背景から、様々な場面で起こり得ます。
- いじめは、被害者・加害者だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の児童にも注意を払う必要があります。

## II 学校が実施する措置

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校いじめ防止基本方針を定めます。

学校のホームページや学校便り等で公開し、保護者や地域の方々との共通認識を図り、連携していじめ防止等に取り組みます。

その際、児童の意見を取り入れるなど、児童のいじめ防止等に関する主体的かつ積極的な参加が確保できるように努めます。

## 2 いじめの未然防止のための措置

- (1) いじめの未然防止や早期発見に向けた取り組みを効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、校務分掌（児童指導・支援教育）に『いじめ・登校支援委員会』を設置し、担当を配置します。
- (2) この組織の構成員は、校長・教頭・児童指導担当教員・養護教諭・関係職員で構成します。また必要に応じて、関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者を加えることとします。
- (3) 体験活動や特別活動を充実し、学校外の人々との関わりや集団活動を通して、自己の役割や責任を果たそうとする態度やより良い人間関係を築こうとする態度等道徳性を育む取り組みを進めます。
- (4) 日頃の授業や行事等の特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進します。
- (5) 教職員の資質向上のための研修会を設定し、児童が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、いじめの認知に努めます。
- (6) 児童に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努めます。
- (7) 特に配慮が必要な児童に係るいじめについては、当該児童への適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。
- (8) インターネット上のいじめを防止するために、情報を発信する責任や自分で情報の必要性を判断する力を身に付ける情報モラル教育を、学級活動や情報教育等の授業や、講演会を使って推進します。

## 3 いじめの早期発見のための措置

- (1) 「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から児童の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童との信頼関係を構築します。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめを受けていることを訴えやすい体制を整え、いじめの疑いや相談があった場合は迅速に対応します。
- (3) 学校で実施するいじめに関するアンケートに、インターネット上のいじめに関する質問項目を設け、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取り組みを進めます。

## 4 いじめに対する措置

- (1) 児童がいじめを受けているとの情報（疑いも含める）が入ったら、緊急会議を

開催し、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う措置を講ずるとともに、その結果を設置者である市教育委員会に報告します。

- (2) いじめがあったことが確認された場合には、学校は、いじめを受けた児童を最後まで守り通すことを主として、平穏な学校生活が再開できるよう、当該児童及びその保護者に対して必要な支援を行います。
- (3) 教職員は、学校の定めた方針に沿っていじめに係る情報を適切に記録します。
- (4) いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であり、相手の心身に及ぼした影響等に気付かせる等、適切かつ毅然とした指導を行います。さらに、当該児童の家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
- (5) いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発防止に努めます。
- (6) これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係する専門機関等との連携の下で取り組みます。

## 5 家庭との連携

- (1) 児童がいじめを受けていると疑われる様子があるときに、スムーズに保護者が学校に相談・通報できるよう、プリントを作成したり懇談会や面談の機会に案内したりする等、相談・通報窓口を周知するための措置を講じます。
- (2) いじめを受けた児童といじめを行った児童及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。
- (3) 積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるために気をつけるポイントを紹介する等、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努めます。
- (4) 学校や家庭での児童の様子について情報を共有できるよう、連絡ノートや電話相談、家庭訪問等を通して保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努めます。

## 6 関係機関との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取り組みます。
- (2) インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童やその保護者に対し、必要な情報提供・啓発活動を行います。
- (3) いじめを受けた児童や、いじめを行った児童の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関や地域の青少年育成団体等と連携を図ります。

## 7 地域との連携

- (1) 保護者や地域住民の学校運営についての意見を反映する学校運営協議会での情報交換など、学校の抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。
- (2) 地域で児童を見守る人の輪を広げるため、体験活動や行事を通して近隣の学校や園、自治会、施設や事業所等、地域の人々とふれあう機会を増やします。

## 8 学校評価における留意事項

- (1) いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアル実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等の実施状況を学校評価項目に位置づけるよう努めます。

# Ⅲ いじめの重大事態への対処

## 1 重大事態

いじめが重大事態であるかどうかは、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）により、次のとおり学校が判断し、対応します。

- (1) 次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応します。
  - ① いじめを受けていた児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
    - ・ 自殺を企図した場合
    - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
    - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
    - ・ 精神性の疾患を発症した場合
  - ② いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間 30 日間を目安とする。または、一定期間連続して欠席している。）学校は、直ちに重大事態と判断し、事実関係を明確にするための調査に着手します。
- (2) 児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものと見なして調査等に当たります。

## 2 重大事態発生の調査・報告

在籍する児童が、いじめを受けて重大事態に陥った場合、学校は、市教育委員会を通じて小田原市長に重大事態の発生について報告する。学校設置者である小田原市教育委員会または学校は、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、できるだけ速やかに事実関係を明確にするための調査をする。市立学校の場合、調査実施主体については、次の考え方により、重大事態の発生の報告を受けた市教育委員会が判断する。

## <判断の考え方>

次のいずれかに該当するときは、市教育委員会において調査を実施する。

- ・学校全体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

### ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校に常設する「三の丸小学校いじめ対策委員会」が主体となって実施する。

調査にあたり、当該事案の性質に応じて、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者等、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

なお、市教育委員会から、必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的配置も含めた支援を受けることとする。

### イ 市教育委員会が調査主体となる場合（小田原市「学校いじめ防止基本方針」より）

市立学校で発生した重大事態について、市教育委員会が行う調査は、市教育委員会の下に重大事態の調査組織を設置して行う。市教育委員会では、「小田原市いじめ防止対策調査会」において調査を実施する。

なお、市立学校で発生した重大事態について、市教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、市教育委員会は、県教育委員会に要請し、必要な協力を依頼する。

## (1) 児童、保護者への情報提供

経過報告を含めて、適時・的確に情報提供を行う。その際、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーに配慮する。

## (2) フローチャート 別紙「いじめ事案への対応フロー図－①・②」参照

### 関係する専門機関

- 小田原警察署生活安全課 少年係  
小田原市荻窪 350-1 小田原警察署内 電話 32-0110
- 神奈川県警察本部少年相談・保護センター 県西方面事務所  
小田原市荻窪 350-1 小田原合同庁舎内 電話 32-7358
- 小田原児童相談所  
小田原市荻窪 350-1 小田原合同庁舎内 電話 32-8000（代）
- 小田原市教育委員会 教育指導課 教育相談係  
小田原市久野 195-1  
おだわら子ども若者教育支援センター 電話 46-6034

### 学校からの報告等窓口

- 小田原市教育委員会 教育指導課指導係 電話 33-1684